

名古屋市告示第486号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年10月2日

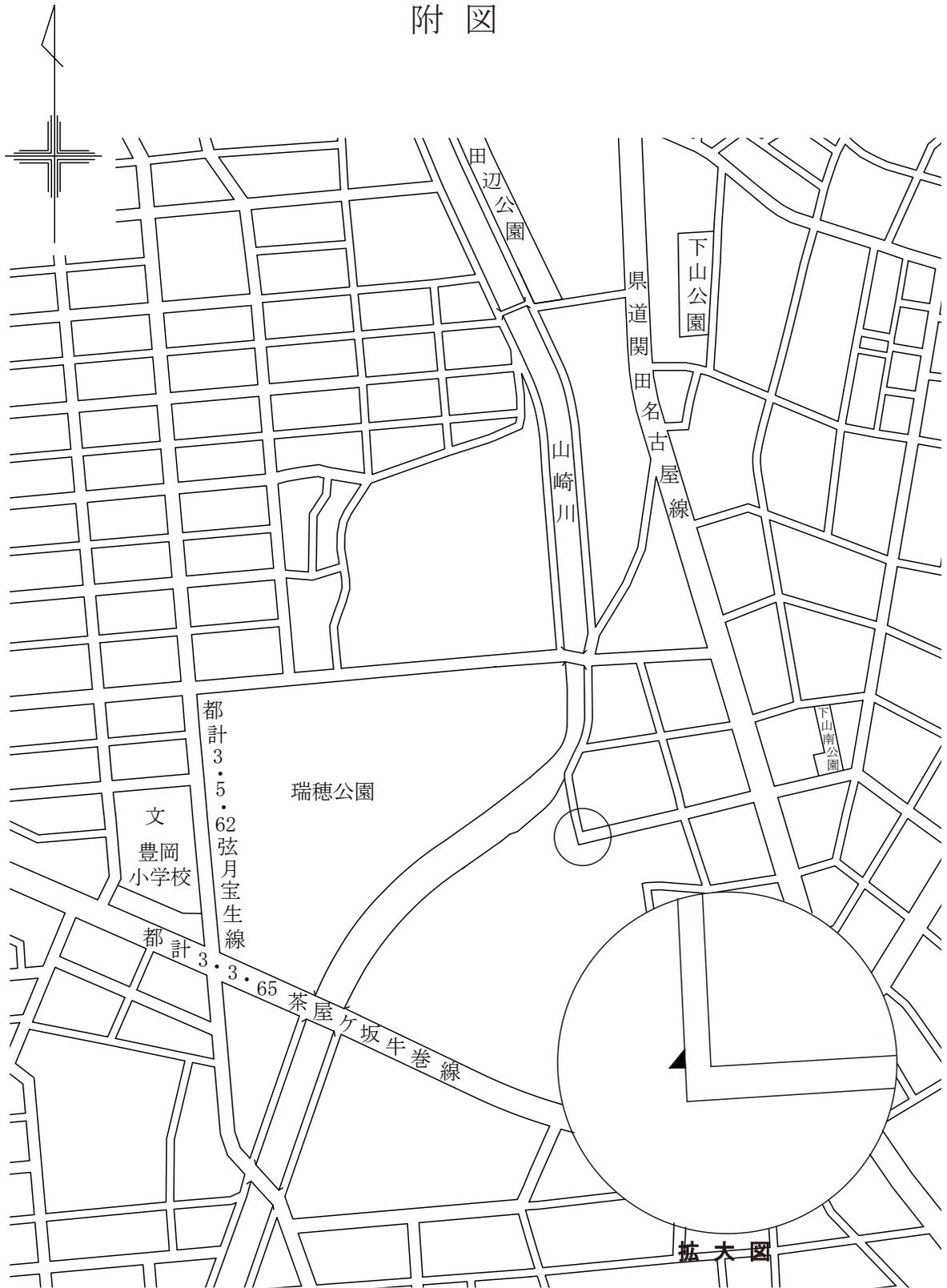
名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域				摘要
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル	幅員 メートル	
市道	A	師長町西線	名古屋市瑞穂区師長町18番地先から	前	0.002	6.36	附図 隔切りの廃止
			名古屋市瑞穂区師長町18番地先まで	後	0.002	6.36	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

# 附 図



## 凡 例



区域変更により廃道する部分